

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.7.10発行〈通巻第534号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



建材メーカーを相手取り一斉提訴 全国10地裁

建設アスベスト訴訟、新たな段階へ ..... 2

年々増えるハラスメントによる労災事案

2021年度過労死等の労災認定状況 ..... 6

死ぬまで元気です vol.49 右田孝雄

..... 11

韓国からのニュース

..... 13

前線から

..... 16

津波・高波ステーション訪問 全港湾大阪支部安全衛生委員会／大阪

建設労働者の労働者性と労災特別加入問題／大阪

6月の新聞記事から／19

表紙／一斉提訴のため大阪地裁に入る大阪アスベスト訴訟弁護団・原告団

(2022年6月7日)

# 建材メーカーを相手取り一斉提訴

## 全国 10 地裁

### 建設アスベスト訴訟、新たな段階へ

#### 建材メーカーだけを相手に一斉提訴

国と建材メーカーを被告とする建設アスベスト訴訟。

昨年5月の最高裁判決を契機として、(最高裁判決の範囲で)国は建設アスベスト被害の責任を一定認め、原告団・弁護団などと国との合意にもとづいて建設アスベスト給付金制度が創設され、今年1月より給付金申請受付が開始された。

申請事案の審査を行う「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」(以下、審査会)は1月から毎月1回開かれ、6月22日現在ですでに585件が認定されている(次ページ表)。

一方、最高裁判決において敗訴が確定した建材メーカーは、その後の法廷において、最高裁から地方裁判所のどの段階においても和解を拒否し、各原告の損害賠償請求について争い続けている。

そのため、そうした不当な建材メーカーの姿勢を転換させるべく、さらに、建材メーカーだけを相手とする訴訟を全国的に新た

に起こすことを原告団・弁護団などが決め、その第1段の全国一斉提訴が6月7日に行われた。

当センターはこれまでアスベスト被害の法廷闘争にアスベスト訴訟弁護団、大阪アスベスト弁護団に協力しており、建設アスベスト被害、建材メーカーの責任追及に積極的に取り組むこととしている。

#### 原告 191 人 (対象被害者 136 人) 提訴皮切りに

提訴にあたっての建設アスベスト訴訟全国連絡会声明を以下に引用する。

#### 建材メーカー訴訟提訴にあたっての声明

2022年6月7日、原告191人(被害者数136人)が、全国10地裁(札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、京都、大阪、岡山、高松、福岡)において、アスベスト建材製造メーカーに対して一斉提訴した。

建設アスベスト訴訟は、原告の命を懸けた裁判闘争の結果、昨年5月17日の最高

## 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査結果（件）

開催回	2	3	4	5	合計
開催日付	2022/2/25	2022/3/28	2022/4/25	2022/6/22	
審査件数	86	122	123	256	587
認定相当	86	121	123	255	585
不認定相当	0	0	0	0	0
保留	0	1	0	1	2
認定相当の内訳					
中皮腫	58	63	63	131	315
肺がん	19	42	50	98	209
びまん性胸膜肥厚※1	2	7	4	11	24
石綿肺	7	7	5	11	30
良性石綿胸水	0	2	1	4	7
短期ばく露件数※2					
肺がん又は石綿肺（10年）	7	8	18	20	53
びまん性胸膜肥厚（3年）	0	1	0	1	2
中皮腫又は良性石綿胸水（1年）	3	4	2	4	13

※1 著しい呼吸機能障害を伴うものに限る

※2 特定石綿ばく露建設業務への従事期間が石綿関連疾病に応じて定める期間を下回るもの

裁判決を受けて、国との基本合意の成立、建設アスベスト給付金法の成立・施行を実現した。屋外作業者の排除や国の違法期間の短さなど問題を残しつつも、国との間では、基本的に裁判は終結に向かい、未提訴の被害者の給付金法に基づく救済も進んでいる。現に、1審原告を含む建設アスベスト訴訟原告（被害者単位）1011人中914人が最高裁判決と決定、基本合意に基づく和解によって国との裁判を終結させ、今年5月段階で給付金支給決定も330人の上っている。

しかし、建材メーカーらは、最高裁判決・決定によって責任が確定した11社も含めてすべての建材メーカーが、被害者の早期

救済に踏み出そうとしていないどころか、様々な口実で裁判の長期化を策し、被害者の多くが泣き寝入りすることを狙っているとしか言いようのない不当な対応を取り続けている。こうした建材メーカーの対応は、菅首相（当時）が最高裁判決の翌日に、原告団及び全国連絡会の代表に深々と謝罪した態度と比較してもその悪質さは明らかである。そうした対応は、各建材メーカーらのCSR（企業の社会的責任）を持ち出すまでもなく、人道上も決して許されない態度である。

最高裁判決で裁かれた建材メーカーらの責任は、遅くとも国と同じ時期にアスベストの危険性を認識しながらも、その危険性

を現場の建設作業者に警告することが容易であったにもかかわらず、自らの利潤追求を最優先して警告表示を怠り、そのために、建設現場で多くのアスベスト被害を発生させたというものであり、その責任は国以上に重いと言わざるを得ない。建材メーカーには、司法判断と自らの責任の重さを正面から受け止め、早期に深刻な建設アスベスト被害の救済に踏み出すことが求められている。

本日の全国一斉の建材メーカー訴訟は、建材メーカーらに対する原告被害者の強い怒りを示すものであり、建材メーカーらに、被害者への真摯な謝罪と訴訟の一日も早い解決、そしてすべての建設アスベスト被害

者を全面的に救済する制度への参加を決断させ、建設アスベスト被害の全面救済を広く世論に訴える意義を有している。

本日の建材メーカー訴訟の提訴に当たり、原告被害者、弁護士、支援団体は、より一層の団結を固め、建設アスベスト被害の全面解決に向け奮闘する決意である。

以上

### 大阪地裁提訴グループ共同記者会見

一斉提訴前、建設アスベスト訴訟を推進してきた全国建設アスベスト訴訟連絡会関係の原告は被害者数ベースで 1200 名弱、これに今回の 191 名が加わった。

2022・6・7 建材メーカー訴訟全国一斉提訴

提訴数・賠償請求額（まとめ）

2022年6月8日

建設アスベスト訴訟全国連絡会

訴訟名	提訴数（人）		賠償請求額（円）
	被災者単位	原告総数	
北海道訴訟	3	3	69,000,000
東北訴訟	6	8	171,600,000
さいたま訴訟	18	23	512,999,998
東京訴訟	55	68	1,572,999,994
神奈川訴訟	7	9	200,200,000
東日本訴訟	12	14	343,200,000
京都訴訟	9	12	257,400,000
大阪訴訟	15	27	429,000,000
関西訴訟	2	7	57,200,000
岡山訴訟	1	3	29,700,000
香川訴訟	1	2	29,700,000
九州訴訟	7	15	200,169,997
総計	136	191	3,873,469,989

以上

大阪地裁では、この日関西で提訴した原告の代理人を務める大阪アスベスト弁護団(6/7 提訴原告数 27 【被害者数 15】)、京都アスベスト弁護団(12 【9】)、アスベスト訴訟関西弁護団(7 【2】)が提訴後、共同記者会見を行った。

弁護団は「国が最高裁判決を受けて速やかに救済制度創設に向けて動いたのに対し、建材メーカーは、最高裁判決を受けても真摯に反省せず、今なお争う姿勢を見せ、基金制度への参加はおろか、現在継続している裁判においても話し合いの席につくことさえ拒否し続けています。今後も、被害者が病身をおして引き続き裁判を続けなければならないという事態は極めて異常であり理不尽。今回の全国一斉提訴は、全国各地に全面救済を求める多くの被害者が存在していることを明らかにし、最高裁判決が出ても自らの責任を認めようとせず、なお争い続ける建材メーカーらの不当な姿勢を厳しく問うものです」とし、建材メーカーを解決のテーブルに引きずり出すまで徹底的に闘うと訴えた。

## 立ち上がる新たな原告団・弁護団

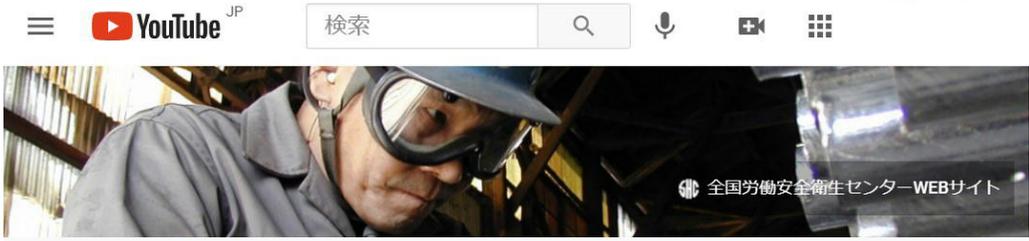
最高裁判決に前後して、新たに建設アスベスト訴訟に取り組む原告団・弁護団がでてきた。

東日本アスベスト被害救済弁護団(以下、東日本弁護団)もその一つだ。

東日本弁護団は先発訴訟に学び、昨年10月15日、横浜地裁に建設アスベスト訴訟を集団提訴した(原告17名(被害者15名))。アスベストユニオンや神奈川労災職業病センターなどの相談活動、患者支援活動にともなう建設被害者掘り起こしをベースにしているため原告居住地は北海道、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡と多彩。支援する会も結成、6月7日一斉提訴には第3陣原告14名(被害者12名)が加わった。そのほかの地域でも同様の動きが伝えられている。

建設アスベスト訴訟は、明確に、建材メーカーを追い詰めることを目標とする新たな段階に入った。

**全国労働安全衛生センター連絡会議**  
**YouTube チャンネル**  
<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8ln1A>



---

---

# 年々増えるハラスメントによる労災事案

## 2021 年度過労死等の労災認定状況

厚生労働省は、2022年6月24日、2021年度の「過労死等の労災補償状況」を公表した ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26394.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26394.html))。

脳・心臓疾患と精神障害を発症したとして労災請求された事案を過労死等としてまとめたものだ。長時間の過重労働については、いわゆる「過労死ライン」と呼ばれる長時間の時間外労働の時間数が定められるなど基準が明確化しているが、労災認定基準で認められた事案の件数は、請求件数に対して少ない。昨年度の労災認定状況についても、多少、件数の増減があれど、労災認定の厳しい状況を再確認しただけである。

新型コロナウイルス感染症に関連する過労死事案について、脳・心臓疾患では2020年度は0件であったが、昨年は8件の労災決定があり、うち2件支給決定されたようだ。

精神障害については、2020年には7件の支給決定があったが、2021年度は決定も支給も0件だった。

どのような案件であったか、詳細は不明だが、重篤な感染症の症状や療養の長期か

により、脳・心臓疾患、精神障害を発症することは十分に考えられる。

### 脳・心の支給件数、認定率は低下が続く

脳・心臓疾患の請求件数は、前年より31件減った753件、決定件数も40件減って、525件で、そのうち支給決定件数は172件で20件減、労災認定率は32.8%だった(表1-1)。2020年の29.2%よりは高くなったが、依然、低い数字だ。請求件数は、2019年の936件以降、2年連続で減少、決定件数も同じである。コロナウイルスの流行の影響により、長時間労働が減少したのかもしれない。しかし、支給決定件数は請求件数の増減と関係なく、減少を続けている。2007年に請求931件、決定856件、支給392件であったのが、この10年以上の間減少を続けて、2020年から200件を切り、2021年は172件まで減った。労災認定率も2007年45.8%から32.8%へと下がっている。コロナウイルスの流行前の2019年より前3年ほどは、請求件数が増加傾向にあったため、過

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区 分		年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脳・心臓疾患	請求件数	840 ( 120 )	877 ( 118 )	936 ( 121 )	784 ( 105 )	753 ( 124 )
	決定件数 <sup>注2</sup>	664 ( 95 )	689 ( 82 )	684 ( 78 )	665 ( 88 )	525 ( 67 )
	うち支給決定件数 <sup>注3</sup>	253 ( 17 )	238 ( 9 )	216 ( 10 )	194 ( 14 )	172 ( 9 )
	[認定率] <sup>注5</sup>	[38.1%] ( 17.9% )	[34.5%] ( 11.0% )	[31.6%] ( 12.8% )	[29.2%] ( 15.9% )	[32.8%] ( 13.4% )
うち死亡	請求件数	241 ( 18 )	254 ( 18 )	253 ( 18 )	205 ( 18 )	173 ( 17 )
	決定件数	236 ( 20 )	217 ( 15 )	238 ( 17 )	211 ( 17 )	169 ( 11 )
	うち支給決定件数	92 ( 2 )	82 ( 2 )	86 ( 2 )	67 ( 4 )	57 ( 1 )
	[認定率]	[39.0%] ( 10.0% )	[37.8%] ( 13.3% )	[36.1%] ( 11.8% )	[31.8%] ( 23.5% )	[33.7%] ( 9.1% )

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注6

区 分		年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
脳・心臓疾患	支給決定件数 <sup>注7</sup>	6 ( 0 )	8 ( 1 )	8 ( 1 )	6 ( 1 )	15 ( 0 )
	うち死亡	4 ( 0 )	2 ( 0 )	6 ( 1 )	3 ( 1 )	5 ( 0 )

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。  
 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。  
 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。  
 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に併し新たに支給決定した事案である。  
 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。  
 8 ( )内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の( )内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

労死防止対策が効果を上げているとは考えにくい。

脳・心臓疾患の業種別の状況では、1位は「運輸業・郵便業」で請求件数155件、決定件数は121件、支給決定件数は59件だった。2位は「建設業」で請求件数105件、決定件数66件だが、支給件数は17件で「製造業」、「卸売業・小売業」の次の4位だった。「卸売業・小売業」は請求件数92件、決定件数65件、支給件数22件で3位だった。4位は「製造業」で請求件数88件、決定件数60件だが、支給件数は23件で2位だった。5位は「医療・福祉」で請求件数83件、決定件数49件、しかし支給件数は6件と非常に少なく7位

で、請求件数が多い「宿泊業・飲食サービス業」の7件より1件少なかった。

職種別では、請求件数と支給件数の順位がかなり違っている。請求件数では「輸送・機械運転従事者」が1位で請求件数161件、決定件数141件、2位「専門的・技術的職業従事者」請求110件、決定82件、3位「サービス職業従事者」請求78件、決定41件、4位「販売従事者」請求72件、決定57件、5位「事務従事者」請求65件、決定31件の順になっている。支給決定件数の順では、1, 2位は請求件数と同じ順位で、「輸送・機械運転従事者」54件、「専門的・技術的職業従事者」27件で、3位は「管理的職業従事者」19件だった。た

だし、請求件数は38件で決定件数は請求より多い46件で4位だった。「販売従事者」が支給19件で4位、5位は「サービス職業従事者」と「生産工程従事者」の支給10件だった。

年齢別支給決定件数では、50～59歳が67件と一番多く、次に40～49歳55件で40～59歳で全体の70%を占めた。

時間外労働時間別の支給決定件数では、評価期間1か月では100～120時間未満が20件と一番多く、2～6か月の平均では80～100時間未満の56件だった。1か月で100時間未満、平均が80時間未満で支給決定された事案は、労働時間以外の付加要因を認めた事案で、1か月80～100時間未満は7件、60～80時間未満は4件だった。1か月平均では、次に60～80時間未満25件、100～120時間未満18件の順だった。

### ハラスメント関連事案が 支給の約40%

精神障害の労災認定状況については、請求件数2346件、前年から295件増加、決定件数は1953件で47件増、支給決定件数629件で21件の増加、労災認定率は32.2%だった(表2-1)。新型コロナの流行とは関係なく、請求件数も支給件数も増加した。労災認定率は、この5年31～32%で推移している。

精神障害の業種別の表を見ると、「医療・福祉」がダントツ1位で、請求件数577件、決定件数465件、支給件数142件だった。

2位は「製造業」で請求件数352件、決定件数314件、支給件数106件、3位は「卸売業・小売業」で請求件数304件、決定件数261件、支給件数76件、4位、「運輸業・郵便業」で請求件数179件、結滞件数168件、支給件数67件である。請求件数5位は「建設業」の122件だが、決定・支給件数は6位でそれぞれ87件、37件である。6位は「情報通信業」で請求件数105件、決定件数109件は5位、支給件数は少なく27件で7位だった。「教育・学習支援業」が7位で請求件数89件、決定件数75件と支給件数20件はそれぞれ8位だった。支給件数で見れば、1～3位の「医療・福祉」「製造業」「卸売業・小売業」で50%を占めている。「運輸業・郵便業」「宿泊業・飲食サービス業」「建設業」もそれに続いて多い。「医療・福祉」については以前より特に多く、脳・心臓疾患の請求についても少なくない件数があり、職場の身体的、精神的負荷が高いことがうかがわれる。

職種別では、1位「専門的・技術的従事者」請求件数599件、決定件数485件、支給件数145件、2位「事務従事者」請求件数512件、決定件数422件、支給件数106件、3位「サービス職業従事者」請求件数353件、決定件数281件、支給105件、4位「販売従事者」請求件数283件、決定件数245件、支給件数77件、5位「生産工程従事者」請求件数228件、決定件数200件、支給件数62件の順となっている。支給決定件数の「専門的・技術職業従事者」には保健師や看護師36

表2-1 精神障害の労災補償状況

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
精神障害	請求件数	1732 ( 689 )	1820 ( 788 )	2060 ( 952 )	2051 ( 999 )	2346 ( 1185 )
	決定件数 <sup>注2</sup>	1545 ( 605 )	1461 ( 582 )	1586 ( 688 )	1906 ( 887 )	1953 ( 985 )
	うち支給決定件数 <sup>注3</sup>	506 ( 160 )	465 ( 163 )	509 ( 179 )	608 ( 256 )	629 ( 277 )
	[認定率] <sup>注5</sup>	[32.8%] ( 26.4% )	[31.8%] ( 28.0% )	[32.1%] ( 26.0% )	[31.9%] ( 28.9% )	[32.2%] ( 28.1% )
うち自殺 <sup>注6</sup>	請求件数	221 ( 14 )	200 ( 22 )	202 ( 16 )	155 ( 20 )	171 ( 15 )
	決定件数	208 ( 14 )	199 ( 21 )	185 ( 17 )	179 ( 17 )	167 ( 20 )
	うち支給決定件数	98 ( 4 )	76 ( 4 )	88 ( 4 )	81 ( 4 )	79 ( 4 )
	[認定率]	[47.1%] ( 28.6% )	[38.2%] ( 19.0% )	[47.6%] ( 23.5% )	[45.3%] ( 23.5% )	[47.3%] ( 20.0% )

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況<sup>注7</sup>

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
精神障害	支給決定件数 <sup>注8</sup>	7 ( 0 )	21 ( 6 )	8 ( 1 )	25 ( 7 )	22 ( 6 )
	うち自殺	4 ( 0 )	5 ( 1 )	2 ( 0 )	12 ( 0 )	5 ( 0 )

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。  
 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。  
 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。  
 6 自殺は、未遂を含む件数である。  
 7 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に併し新たに支給決定した事案である。  
 8 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。  
 9 ( )内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の( )内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

件、社会福祉専門職 18 件、建築・土木技術者 16 件など「サービス職業従事者」には介護サービス職 47 件、接客・給仕従事者 27 件、飲食・調理従事者 19 件などが含まれている。やはり医療や福祉に従事する労働者が多い。

年齢別では、脳・心臓疾患に比べて一番多いのは少し若い世代の 40～49 歳、次に 30～39 歳、20～29 歳の順だったが、支給件数は 20～29 歳が 2 位、30～39 歳が 3 位だった。

負荷となった出来事別の支給決定件数の状況では、一番多かったのは、「パワーハラスメントを受けた」で 125 件、決定された件数でも 242 件で 2 位、認定率でも

52%と高かった。前回の決定 88 件支給 99 件からさらに増加し、全体の約 20%がこの項目で認定されたことになる。2 位は「仕事の内容・量の変化を生じさせる出来事があった」で 71 件、決定件数も多くて 183 件（3 位）だった。3 位は「悲惨な事故や災害を体験・目撃した」で 66 件（決定 100 件 6 位）、4 位は「同僚等から暴行又はいじめ・嫌がらせを受けた」で 61 件（決定 126 件 4 位）、5 位は「セクシュアルハラスメントを受けた」60 件（決定 97 件 7 位）、6 位「2 週間以上にわたって連続勤務を行った」の 39 件（決定 52 件 10 位）、7 位「病気やけがをした」32 件（決定 89 件 8 位）、8 位「1 か月に 80 時間以

上の時間外労働を行った」で28件（決定36件11位）だった。「パワー・ハラスメントを受けた」をはじめセクハラを含めハラスメント関係での認定事例が多く、合計すると全体の40%ほどになる。次に労働時間、長時間労働に関連した認定が多かった。

「特別な出来事」で認定されたのは63件あり、そのうちに「極度の長時間労働（月160時間以上の時間外労働）も多数含まれていると思われる。

決定件数が451件で一番多いにもかかわらず、支給決定件数がわずか17件、認定率では4%であったのは、「上司とのトラブルがあった」の項目である。おそらく被災者にとっては上司からのパワー・ハラスメントと感じられたであろうが、労働基準監督署によって単なるトラブルと判断されたか、あるいは、出来事があった事実が確認できなかったものが430件もあったということだろう。

最後に都道府県別の認定状況についてだが、大阪は請求件数230件、決定件数166件、支給件数60件で認定率36.1%だった。2020年度は請求件数222件、決定件数208件、支給件数51件認定率24.5%だったので、決定件数が減少したのに支給件数は9件増えて、認定率が10%以上上がった。これまで、大阪の認定率は20%台で常に全国平均の10%は低かったため、今回の認定率36%は快挙である。出来事に「パワハラを受けた」が加わり、かなりの認定率であるのが影響したのかもしれないが、詳細については大阪労働局との懇談の機会に説明を求めたい。ただし、36%は高い数字とは言えない。

東京（決定441件・支給106件・認定率24%）や神奈川（決定156件・支給43件・認定率28%）も全国平均より低かった。静岡、愛知も27%と低く、認定基準の運用を見直してほしいものだ。

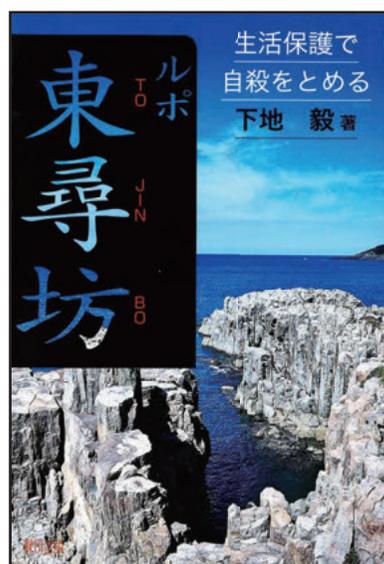
## ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよひ、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO 月光仮面」の活動。

「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！（2021.1）

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



# 死ぬまで元気です



## Vol.49 右田 孝雄

皆さん、こんにちは。

私は相変わらず元気です。

私は2016年の7月に悪性胸膜中皮腫と確定診断を受け、7月25日から抗がん剤治療を始めました。それから6年経ち思うことがあります。

発症当時、近所の方や親せきの方が心配してたくさんの方々が見舞いに来てくれました。涙まで流して病気のことを心配してくださる方もいました。ところが、6年が経過して周りを見渡すと、身内や親せき、ご近所の方まで多くの方ががんを発症していました。自分の両親もそうですし、当時泣いてくれた近所のおじさんまでがんに罹患していました。わずか6年の間に、何人も周りの方たちががんに罹患し、そのうちの何人かが亡くなりました。

私はこうして治療を続けながら、死ぬまでこのまま元気でいていいのかと思うことがあるんです。私は、アスベストが原因で中皮腫に罹患したため、無償で治療を受けることができ、また、療養手当も支給していただいています。それは私がアスベスト被害者だからです。しかし、世の中の方は、そうは見ない方も多いのは事実です。私が

罹患した際に泣いて心配してくれていた方の奥さんですら、「国からお金もらってんのやろ、ええやんか」と私の母に何度か妬みのように言ってきたそうです。

アスベスト被害は未だ社会には浸透しきっていません。明らかに公害認定されてもいいはずなのに、実態は被害者が裁判まで起こしてようやく少しずつですが国が責任を認めてきた状況です。テレビでは、すき間のない救済をするために、有名タレントなどを使って、中皮腫等のアスベスト被害は労災あるいは石綿健康被害救済制度による補償が受けられるとCMをしていますが、このことにより風評被害も多いのです。中皮腫患者さんの中には、「お金たくさん入ってくるんやろ？」とか「お金たくさんもらっていいなあ」という陰湿な言葉に胸を痛めている患者さんやご家族も少なくありません。

確かに治療費が無償でよかったと思うこともあります。しかしそれはアスベスト被害者としての最低限の権利だと思っています。

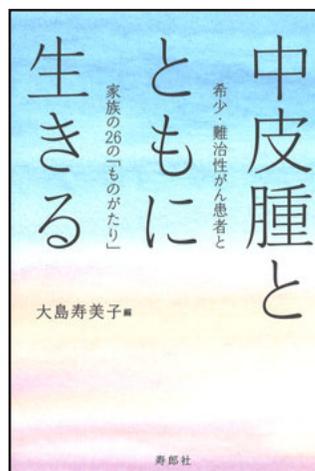
これから省庁交渉や中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会では、

療養手当の見直しや増額、また石綿健康被害救済基金の一部をアスベスト関連疾患の治療研究に活用してほしいということがメインの論点となると思いますが、未だに多くのアスベスト被害者の方が救済されていません。高い製作費を使い、風評被害を生むようなCMを流すのではなく、もっと現実的にすき間のない救済ができる制度作りを求めています。もちろん腹案もあります。

6年も中皮腫患者をしていたら、いやな話も多く聞こえてきます。それでも、私が生きている証として、やれることを考えながら、無理はせずに頑張っていきたいと思っています。

これからも忙しいですが、私はまだまだ元気です。

次回、50回記念ということで、先日出版しました中皮腫患者さん（私も含む）やご家族26人が書いた手記『中皮腫とともに生きる』（寿郎社）を先着5名の方にプレゼントいたします。欲しい方は、関西労働者安全センター（Tel:06-6476-8220 E-mail:info@koshc.jp）までお問合せ下さい。



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！  
お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

# 韓国からの ニュース

## ■「汚染の塊」龍山公園が開放の日／環境団体は防毒マスクと防塵服で

大統領執務室近くの龍山公園が試験開放された10日、環境団体が防毒マスクと防塵服を着て公園出入口の「Gate14」前に立った。猛毒性物質と発ガン物質、重金属が一杯の龍山公園の敷地の実状を象徴的に見せるためのパフォーマンスだ。龍山公園の敷地の土壤汚染は、最近公開された政府報告書でも確認されている。

綠色連合と「完全な生態平和公園造成のための龍山市民会議」（市民会議）は10日、新龍山駅近くの龍山公園の出入口で記者会見を開き、「汚染浄化のない龍山公園の試験開放を中断せよ」と促した。

今回試験開放された区域は、今年2月と5月に返還された龍山在韓米軍基地の一部で、米軍将官宿舎から大統領執務室の南側、国立中央博物館の北側まで至る区域だ。政府は10日間のテスト開放後、追加の浄化措置を経て、9月に臨時開放する計画だ。

しかし、綠色連合と市民会議は「韓国政



府主管の有害性調査報告書は、ここが土壤環境保全法上、公園が建てられないほど汚染が激しいと話している」と指摘した。

韓国政府の「環境調査および危害性評価報告書」によると、宿舎の敷地は土壤の油汚染レベルを意味するT P H数値が公園造成可能な数値を29倍も超過し、地下水では発ガン物質であるベンゼンとフェノール類がそれぞれ基準値の3.4倍と2.8倍を上回ることが分かった。

綠色連合と市民会議は「現行法上、明らかに公園として使用できないところを試験、臨時などの巧妙な言葉遊びで政府が法違反をしている」と批判した。

綠色連合のチョン・ギュソク事務処長は、「敷地の試験開放を中止し、9月に常時開放すると言って臨時開放と名付けたプログラムも中止し、汚染浄化のための計画を立てなければならぬ」と追求した。2022年6月10日 民衆の声 ナム・ソヨン記者

## ■肺がんで死んでいく学校給食室の労働者「対策を作れ」

学校非正規職労組が大統領執務室の前で記者会見を行い、安全で健康な学校給食の運営を要求した。

学校給食労働者たちは記者会見に先立って、キムチゲなどを載せた食品トレイと肺がんで亡くなった給食労働者の遺影を持って、大統領執務室の方向に行進した。

勤労福祉公団の学校給食労働者の肺がん労災申請現況によると、5月現在で労災申請が64件、承認が34件、不承認が5件、進行中が25件だ。労災と認定された学校給食労働者の内、5人は既に亡くなった。労組は学校給食労働者の肺がん対策作りと学校給食室の安全保健管理体系の構築、学校給食室の



適正人員配置などを要求した。2022年6月16日 毎日労働ニュース チョン・ギフン記者

### ■政府の「重大災害法揺さぶり」が本格化／施行令改正に

尹錫悦政府が「重大災害処罰に関する法律」(重大災害法)の緩和を『新政府経済政策方向』によって公式化した。「国民の力」が10日、経営責任者の処罰減軽を目的とする法律改正案を発議したのに続き、政府が施行令の改正に取り組むとした。

16日、政府が発表した経済政策方向によれば、「企業の経営活動を萎縮させる法的な不確実性を迅速に解消」の課題に、重大災害法施行令の改正が含まれた。「経営責任者の義務の明確化のための施行令改正など」によって、「災害予防の実効性を向上し、現場の隘路を改善」するということだ。推進の日程は来月からだ。

最近、パク・デチュル国民の力議員が発議した重大災害法改正案も、経営責任者の安全保健確保義務を緩和する内容だ。法務部長官が告示した重大災害予防に関する基準をキチンと守っていると認証されれば、重大労働災害が発生しても、処罰を免れたり減軽したりするという趣旨だ。民主労総のチェ・ミョンソン労働安全室長は「重大災害が発生した

大企業のほとんどは、安全・環境認証を受けた企業だが、重大災害が発生した後に労働部が勤労監督をすると、数百件の産業安全保健法違反事項が摘発されている」とし、「労災予防ではなく、ひたすら企業の処罰免除だけに没頭する厚顔無恥な行動だ」と話した。

労働界は、重大災害法施行令改正の動きを警告した。民主労総は先月17日「施行令の改悪による法の無力化を引き続き推進するなら、労働者市民と共に強力な闘いで対抗する」と明らかにした。韓国労総も15日に声明を出し、「改悪阻止のために強力に闘う」と明らかにした。2022年6月16日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

### ■昨年の精神疾患による死亡労災申請、2020年比2倍に

職場の甲質119は、ヨン・ヘイン基本所得党議員室が勤労福祉公団から受け取った資料を確認した結果、昨年、精神疾患死亡で88人が労災を認められたと明らかにした。

精神疾患死亡労災申請件数は158件で、2020年の87件より71件増えた。関連統計を取り始めた2013年(53件)に比べて3倍ほど増加した数値だ。2019年7月に「職場内いじめ禁止法」と呼ばれる改正勤労基準法の施行で、職場内いじめによる精神疾患が労災と認められるようになって、申請件数が増加したと見られる。

昨年の精神疾患死亡労災認定率は55.7%で、2020年の70.1%に比べて14.4%減少した。上司の暴言・パワハラなどで精神疾患を発症した場合、職場内いじめがあったという事実と、それによって精神疾患が発生したという因果関係が立証されれば労災と認められる。職場の甲質119は「職場内いじめの事実を周囲に知らせなかったり、精神病院で

の診断を受けないなど、傷病の診断に困難があり、いじめの事実を隠蔽しようとする試みも多く、労災を認められるのは容易ではない」とし、「被害者の立証責任を緩和し、労災認定範囲を拡大すべきだ」と強調した。2022年6月20日 毎日労働ニュース シンフン記者

### ■労災保険審査結果通知、今はカカオトークで

これから労災審査の結果をカカオトークなどのモバイル電子文書で確認することができる。

勤労福祉公団は、労災保険審査決定書をモバイル電子文書の形で発送するシステムを先月30日に導入して運営していると明らかにした。

公団が審査決定書をモバイル電子文書の形で請求人に発送すれば、請求人はカカオトークとカカオペイなどによって審査決定書を確認できる。昨年、ペーパーレス促進のモデル事業に選定され、政府の支援を受けて導入することになった。紙による出力と郵便発送に付随する行政費用を、年間1億4千万ウォン近くも節減するものと期待される。

被災労働者たちは、3日近くかかっていた審査請求結果の通知期間が短くなり、書留郵便を直接受け取る手間がなくなった。電子文書はスマートフォンで直ぐに確認でき、ファイルとして保管できる。2022年6月21日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

### ■「コロナに集団感染」クバン、労働部が起訴意見で送検

中部雇用労働庁富川支庁は2年にわたる捜査の末、富川物流センターで発生したCOVID19の集団感染事態に関連して、クパ

ンフルフィルメント(有)の法人と関係者を、産業安全保健法違反の疑いで、起訴意見を付けて検察に送致したと明らかにした。クバンは2020年5月24日、クバン富川物流センターでの新型コロナの感染症の感染事実を防疫当局から確認されたにも拘わらず、翌日のセンター出勤者にこの事実を知らせずに通常通り運営した。更に、感染者の発生による業務の空白を埋めるため、日雇い職を追加募集した。クバンは当時、防疫当局との協議を経て正常稼働したと主張したが、捜査の過程で、富川保健所など防疫当局とそのような協議をした事実がないことが明らかになった。クバンの安易な対応によって富川物流センターの労働者84人と、その家族を含めた計152人がコロナウイルスに感染した。

産業安全保健法51条によると、事業主は労働災害が発生する急迫した危険がある時、直ちに作業を中止させ、労働者を作業場から避難させるなど、安全と保健に関する必要な措置義務を果たさなければならない。しかし、クバンは集団感染が明確に予見される危険な状態でも、作業中止などの義務を果たさなかった。富川支庁はクバンが産業安全保健法51条に違反したと判断した。また、寒冷的な作業場で働く労働者を保護する産業安全保健基準に関する規則(安全保健規則)566条にも違反したと見た。

クバン労働者の健康な労働と人権のための対策委員会は「集団感染が憂慮される状況で、『危険時の作業中止義務』を果たさなかったクバンを起訴意見で送検し、『作業中止』の必要性を再度喚起した点に注目する」。2022年6月23日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者 (翻訳:中村猛)

# 前線から

## 津波・高潮ステーション 訪問

全港湾大阪支部安全衛生委員会

大阪

全港湾大阪支部では、港湾で働く労働者を組織していることもあり、津波をはじめとする自然災害発生時にどのように彼らの安全を確保するかについては重要な課題として取り組んでいる。とりわけ、近い将来に発生が見込まれる南海トラフ巨大地震に伴い、大規模な津波が大阪を襲うと想定されることから、避難訓練だけではなく、事業所としての災害発生時の対策や、避難ビルの確認など常に注意喚起は怠らない。

2022年7月15日の安全衛生委員会定例会では、大阪市西区の津波・高潮ステーションを訪問し、改めて自然災害発生に備える必要性を確認した。津波・高潮ステーションとは、大阪府が運営する防災教育施設で、大阪府西大阪治水事務所に併設されている。大阪

府のうち大阪湾に面する西側は、昭和9年の室戸台風以来、高潮などで多数の人命が失われてきた。もともと大阪はほとんど海で、弥生時代までさかのぼると上町台地と呼ばれる南北に走る高台以外は大阪市全体が海である。5世紀以降、治水工事を進めて大阪平野を構築し、近代化に伴い沿岸を埋め立てて拡大して現在の姿になっている。

近代化の弊害は、工業用

水確保のために地下水をくみ上げた結果、地盤沈下という形で現れる。海拔ゼロメートルの地域が大阪府下では40km<sup>2</sup>にまで広がり、そこに108万人が暮らしている。津波・高潮ステーションは、「海より低いまち大阪」を体感できるように、海面に見立てた床から町を見下ろすコーナーを冒頭に設け、この環境が水害に対していかに脆弱であるか訴えてくる。次にこれまでの大阪の被害について当時の写真と映像を通じて訴え、最後に、現在の水害対策を、実際に堤防の出入り口を増水時に塞ぐために使われていた鉄扉と水防団活動のジオラマで紹介している。

台風がもたらす高潮は、昔から大阪の人命や財産を



海より低い大阪の説明を受ける吉馴真一安全衛生委員長 奥は実際の海面を大阪の街に反映したパネル



高潮防止の要である水門（模型）

脅かしてきたが、これまで最も潮位があがったのは平成30年の台風21号時である。大阪では昭和45年以降、高潮対策に安治川、尻無川、木津川の下流に水門を設け、川をさかのぼってくる高潮対策を取っているが、この水門を閉めなくてはならない回数が近年目に見えて増えているという。高潮だけではなく、大規模な地震に伴う津波では予想をはるかに超える高さの波が来る可能性もあり、その場合の浸水地域も公表されている。大阪で自然災害に遭ったときの準備は、労働者もその家族も日々意識していく必要がある。準備とは、単に食料等の備蓄や非常時持ち出し品だけではなく、避難場所や安否確認などの情報を家族と共有することなども含まれる。

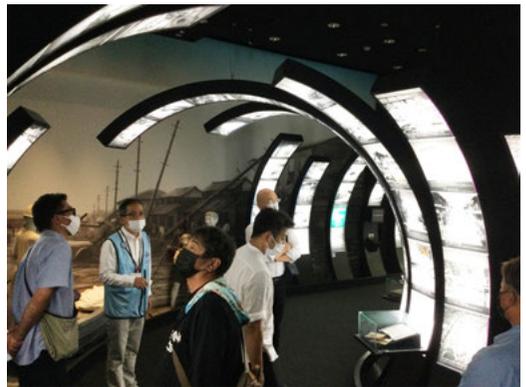
事業所によっては大規模な地震が発生した直後に現場の状況を従業員に確認させようと現場に戻

るよう指示を出したという報告も定例会で出されたが、まずは安全の確保が第一である。津波・高潮ステーションでは、津波災害体感シアターも用意しており、南海トラフ巨大地震が発生し、大阪に大津波がやってきた、というシミュレーション映画を放送している。この映画の中で海岸沿いの道路を

走る営業マンが地震後に事故渋滞に巻き込まれ、「どないしようかなあ…これ、会社の車やしなあ」と車を降りて高台に逃げることを躊躇するシーンがあったが、これは私たち日本の労働者の一般的な感覚ではないだろうか。最近は大規模な地震も多発していることもあり、各参加者は分会でもう一度確認する良い機会になったに違いない。

■津波・高潮ステーション  
（大阪市西区江之子島2-1-64）地下鉄阿波座駅8番出口から徒歩1分

大阪の水害史トンネル



## 建設労働者の労働者性と 労災特別加入問題

大阪

令和元年11月1日に肺がん

に罹患した被災者は、主治医から、石綿が原因の肺がんであることは明らか

であるという説明を受けた。そして、石綿救済法に基づく救済給付の申請を勧められ、病院の協力を得て早期に認定を受けた。手術を伴う治療も一段落した令和2年9月、大工として働いていたときに石綿粉じんにはく露したもので、療養中の肺がんは業務上疾病にあたるのではないかと疑い、当センターに相談をした。このときにはすでに所属事業所から休業補償給付支給請求書と療養補償給付支給請求書にそれぞれ事業所証明を受けていて、療養先の医療機関からの証明待ちであった。

事業所も協力的であれば滞りなく手続きが進むと思われたが、監督署による調査がはじまり、元請の労働保険番号が適用されると知った所属事業所の親方は、元請に迷惑をかけるわけにはいかないということで、被災者は請負業者であり、一人親方であると主張するようになった。また、昨今は現場に入場する際に労働保険加入の確認をすることから、数年前から親方が被災者ら職人のために労災保険の特別加入手続きを

行っていたことも不利に働いた。監督署は事業所の意見を受け入れ、被災者に対し、特別加入をした際の申請書の写しや加入者証などの提出を求めてきた。とはいえ、本人の知らないところで親方が特別加入の手続きを行っていたことから、被災者の手元に資料は何もない。逆に、令和3年3月、被災者が常用労働者であり、請負ではないことを示す資料を提出した。

提出した資料は、常用労働者であったことを示すための本人および同僚の陳述書、出勤記録と賃金の振込記録である。日当18,000円に出勤日数を掛けたものが毎月末日に振り込まれているので、賃金を受け取っていたことは通帳から確認できる。出勤の記録は本人の記憶と帳面から改めて作成したものであるが、入場した日とそれぞれの現場名も記載しているので、元請に直接問い合わせるなどし

て確認することも可能だと思われた。

しかし調査は難航し、業務上決定が届いたのは、それから1年以上経った令和4年6月末であった。給付基礎日額は特別加入時に指定した金額ではないので、労働者であるという主張は認められたのだろう。しかし被災者は肺がんであり、これだけ時間が経つと症状が悪化していた可能性もあった。

最近では建設現場に入場するときに社会保険や労働保険の加入について元請から問われるため、作業員が現場入場のために労災保険の第二種特別加入をしていることが多い。車も機材も持っていないはつり工までも一人親方扱いになっているが、従業員として社保完備とまでいなくても、業務上災害に遭われたときにはせめて労働者としての実態にあわせて処理してもらいたい。



# 6月の新聞記事から

**6/1** 新型コロナウイルスの感染による労働災害の認定件数が2021年度は2万件近くに上り、前年度の4倍超に急増したことが厚生労働省のデータで判明した。新型コロナウイルスの感染が原因の労災認定は20年5月から始め、20年度の認定件数は4553件。21年に入ると半分以上の月で1500件を超え、最も多い月は6月の2172件。21年度の累計は1万9404件で、20年度の4・3倍だった。

**6/2** 東京電力福島第1原発事故で自然豊かな地域での生活を奪われたとして、旧緊急時避難準備区域の福島県田村市都路地区の住民ら545人が、国と東電に計約60億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁郡山支部は、東電に約7350万円の賠償を命じた。国への訴えは退けた。原告側はこれまでの東電の慰謝料では不十分として1人当たり1100万円を請求した。

**6/3** アスベストを含む建材を建設現場へ運送する業者だった兵庫県尼崎市の浜口保さんが中皮腫で死亡したとして、遺族が国と建材メーカーに損害賠償を求めた訴訟は、大阪地裁で国と和解した。国が和解金1300万円を支払う。建設現場に出入りしていた運送業者の和解は「初めて」。メーカーとの訴訟は続く。浜口さんは16年に悪性胸膜中皮腫を発症し、17年に労災と認定された。21年10月に提訴したが、今年2月に死亡した。

福島第一原発で働く作業員について、昨年度の累積の被ばく線量は、東京電力が目標とする年18mSvを下回った。福島第一原発で働く作業員の昨年度の累積の被ばく線量は最大17.46mSvだった。東電は、線量率の高い原子炉建屋内での作業を遠隔で行うなど被ばくを低減する対策を行い、ほぼ毎年、被ばく線量は減少傾向にある。また、ケガや熱中症などの労働災害の発生状況も3年連続で減少。

建物の解体工事でアスベストを吸い健康被害を受けた神奈川県元労働者ら5人が建材メーカーニチアスとエーアンドエーマテリアルの2社に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第2小法廷は、メーカー側の賠償責任を認めた2審東京高裁判決を破棄した。原告の請求を棄却した1審横浜地裁判決が、5人中4人で確定。建築作業に従事した期間がある残り1人については、損害額を算定するため審理を高裁に差し戻した。

**6/7** 建設現場で適切なアスベスト対策が取られないまま作業に従事し、石綿を吸い込み、肺がんや中皮腫になったとして元労働者や遺族ら約190人が、建材メーカーに損害賠償を求め、仙台、さいたま、東京、横浜、京都、大阪、岡山、高松、福岡の10地裁で一斉に提訴した。請求額は被害者1人原則2860万円で、最大規模の東京訴訟では68人が22社に計約15億7300万円を求めた。

**6/8** 4年前の2018年に田辺市役所で、台風20号の防災対応の指揮をとった、当時の危機管理局長の中野典昭さんが、帰宅した後、脳出血で倒れ死亡し、2020年に公務災害に認定された。遺族は、当時、副市長をトップとする体制がとられていたものの、副市長が登庁せず、中野さんに過重なストレスがかかったとして、田辺市役所を訪れ当時の状況を説明するよう市に申し入れた。

**6/10** 宮城労働局によると5月下旬、仙台市内の路上で県内の労災事故に関わった県内外の約400人の氏名や住所、電話番号などが記載された書類を通行人が拾い、市内の警察署に届け出た。書類は、労働局が2011年度

に作成し2021年度に業者に廃棄処分を依頼したもの。

**6/20** 青森県八戸市の住宅会社「ハシモトホーム」が、青森市の40代の男性社員＝2018年に自殺＝に、賞状を渡し侮辱する内容の書面を渡していたことが分かった。遺族はパワハラや長時間労働が自殺につながったとして、会社などに約8千万円の損害賠償を求め、青森地裁に提訴した。関係会社も参加した18年1月の新年会で、男性は課長が作った「症状と題した書面を渡された。「今まで大した成績を残さず、あーあって感じ」「陰で努力し、あまり頑張っていない様に見えてやはり頑張っていない」と書かれていた。

**6/22** 粉じんが出る作業に携わり、「じん肺症」になったとして金属加工会社の元従業員が会社に対し、損害賠償の訴えを起した。大阪府の男性は東大阪市の金属加工会社で、14年近く、砂でできた鋳物の型を扱う「粉じん作業」に携わり、「じん肺症」と労災認定された。男性は、会社が防じんマスクの着用指示などを怠っていたうえ、「じん肺症」で休職中に違法に退職扱いにされたとして、会社などに対して約5500万円の賠償を求めている。

兵庫県警調査だった木戸大地さん(24)が2015年に自殺したのは、所属していた機動隊の先輩隊員らによるパワハラが原因だとして、両親が兵庫県に約8千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で神戸地裁は、100万円の支払いを命じた。パワハラがあったと認めたものの、自殺との因果関係は認めなかった。木戸さんは09年に県警に採用され、12年に機動隊に配属後、先輩隊員らの嫌がらせや暴言、体罰が始まった。15年10月6日に自殺を図り9日後に亡くなった。うつ病だったとみられる。両親は控訴した。

**6/24** 昨年度に過労が原因で死亡するなどして労災補償の請求があったのは全国で3099件で、過去最高となった。うち支給は801件で、死亡や自殺未遂で支給が認められたのは前の年より12件減って136件だった。このほか、新型コロナウイルスに感染するなどしてうつ病などを発症し労災と認定されたケースは22件あった。兼業や副業に関連した労災の認定も8件あった。精神障害を患い、労災認定されたのは前年度比21件増の629件。3年連続で過去最多を更新。原因別では「パワーハラスメント」が125件で最も多い。

**6/25** 東芝の子会社「東芝デジタルソリューションズ」(川崎市)の社員で、2019年に過労自殺した安部真生さん(30)の遺族と会社が裁判外で和解したことが分かった。会社が原因を長時間労働と認めて謝罪し、東芝グループ全体で「勤務間インターバル制度」の導入に努力するなど再発防止を約束した。

**6/28** 大阪府立高校の世界史教諭、西本武史さん(34)が長時間労働で適応障害を発症したとして、大阪府に慰謝料など約230万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は、適切な勤務管理を怠った結果、適応障害を発症したことを認め、府に請求通り全額の支払いを命じた。西本さんは発症前に業務量の改善を何度も訴えており、横田典子裁判長は当時の校長の対応について「抜本的な負担軽減策を取らなかった」と批判した。大阪地裁判決は部活動の指導を業務と認める判断を示し、学校現場に適正な勤務管理の徹底を求めた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259